

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月22日(水)午後4時00分

2. 開催場所 明浜支所 2階大会議室

3. 出席委員 30名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	宇都宮文隆	○		2番	中村吉年	○		3番	三好三智男	○	
4番	岡本荒侍	○		5番	井関吉博	○		6番	菊池茂守	○	
7番	泉原猛男	○		8番	大久保卓	○		9番	酒井馨一	○	
10番	三好國則	○		11番	三瀬昇		○	12番	武田孝司		○
13番	五藤忍		○	14番	上甲憲章		○	15番	土居賢一	○	
16番	高岡常夫	○		17番	志波豊	○		18番	片岡政志	○	
19番	二宮清治	○		20番	兵頭暁彦	○		21番	森半治	○	
22番	谷口健作	○		23番	高橋真也	○		24番	河野哲	○	
25番	清家純一	○		26番	清水栄一		○	27番	平井一清	○	
28番	山内正紀	○		29番	出水洋一	○		30番	角藤博文		○
31番	城内正		○	32番	宇都宮幸紀	○		33番	和氣公三	○	
34番	芝幹夫	○		35番	三瀬重綱	○		36番	濱田増人	○	
37番	久重儀之	○		38番	大塚康倫		○				

4. 欠席委員 8名 11番 三瀬 昇 12番 武田 孝司 13番 五藤 忍
 14番 上甲 憲章 26番 清水 栄一 30番 角藤 博文
 31番 城内 正 38番 大塚 康倫

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第46号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第47号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第5 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 久保田 修 事務局次長 金丸 博文
 農地係長 大麦 晃裕 主 査 二宮 裕一

7. 会議の概要

議事進行	規則により、宇都宮 文隆 農業委員会会長が議長を務めることに決定。
日程第1 議事録署名 委員の指名 について	議長から指名：5 番井関委員、37 番久重委員に決定。
日程第2 会期の決定 について	議長から提案：本日1日間に決定。
日程第3 報告第46号 農地等の賃 貸借権及び 使用貸借権 の合意解約 について	二宮主査が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。
日程第4 報告第47号 農地所有適 格法人の要 件確認につ いて	二宮主査が報告。報告内容は別紙議案書のとおり。

日程第5
議案第48号
農地法第3
条の規定に
よる許可申
請について

審議の結果、全員賛成により可決。

【審議内容】

- 1 二宮主査が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農業委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

※議案番号11番について、5番井関委員退席（議事参与の制限のため）

※議案番号2番の審議終了後、入室

番号	報告者	報告概要	許可要件
1	25番 清家委員	<p>現地確認日：11月17日 現地確認者：三好委員、清家委員 取得目的：自宅横の農地を取得し、一緒に管理したいため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし</p>	満たす
2	25番 清家委員	<p>現地確認日：11月17日 現地確認者：三好委員、清家委員 取得目的：自宅横の農地を取得し、一緒に管理したいため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし</p>	満たす
3	25番 清家委員	<p>現地確認日：11月17日 現地確認者：三好委員、清家委員 取得目的：受人が管理していた農地を譲り受けることになったため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし</p>	満たす

番号	報告者	報告概要	許可要件
4	25 番 清家委員	<p>現地確認日：11月17日 現地確認者：三好委員、清家委員 取得目的：平成26年に購入していた農地を、許可要件を満たしたため取得したい 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農へ影響なし 特記事項 ・営農計画書の提出あり</p>	満たす
5	24 番 河野委員	<p>現地確認日：11月19日 現地確認者：酒井委員、河野委員 取得目的：隣地に所有している農地と一体的に管理したいため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として管理されている ・周辺農地・地域営農への影響なし</p>	満たす
6	24 番 河野委員	<p>現地確認日：11月19日 現地確認者：酒井委員、河野委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件 ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし</p>	満たす

番号	報告者	報告概要	許可要件
7	24番 河野委員	<p>現地確認日：11月19日 現地確認者：酒井委員、河野委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 	満たす
8	38番 大塚委員 (代理報告：16番高岡委員)	<p>現地確認日：11月16日 現地確認者：高岡委員、大塚委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 	満たす
9	33番 和氣委員	<p>現地確認日：11月18日 現地確認者：井関委員、和氣委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 	満たす
10	33番 和氣委員	<p>現地確認日：11月18日 現地確認者：井関委員、和氣委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 	満たす

番号	報告者	報告概要	許可要件
11	33番 和氣委員	<p>現地確認日：11月18日 現地確認者：井関委員、和氣委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 	満たす
12	21番 森委員	<p>現地確認日：11月20日 現地確認者：三瀬委員、森委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 	満たす
13	35番 三瀬委員	<p>現地確認日：11月18日 現地確認者：大久保委員、三瀬委員 取得目的：経営規模拡大のため 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし 	満たす
14	30番 角藤委員 (代理報告：3番 三好委員)	<p>現地確認日：11月18日 現地確認者：三好委員、角藤委員 取得目的： 許可要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての農地を利用 ・機械、労働力、技術、通作距離から見て問題なし ・申請地は農地として利用されている ・周辺農地・地域営農への影響なし <p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書の提出あり 	満たす

日程第6
議案第49号
農地法第5
条第1項の
規定による
許可申請に
ついて

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 大麦農地係長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 地区担当農業委員が報告。報告概要は以下のとおり。
- 3 審議

番号	報告者	報告概要	不許可要件
1	10番 三好委員	<p>現地確認日：11月17日 現地確認者：三好委員、清家委員 取得目的：倉庫用地にするため 不許可要件 ・隣地境界への擁壁、排水計画等配慮されており、周辺農地への影響なし</p>	該当しない
2	5番 酒井委員	<p>現地確認日：11月19日 現地確認者：酒井委員、河野委員 取得目的：自己住宅用地にするため 不許可要件 ・隣地境界への擁壁、排水計画等配慮されており、周辺農地への影響なし</p>	該当しない
3	5番 酒井委員	<p>現地確認日：11月19日 現地確認者：酒井委員、河野委員 取得目的：露天駐車場用地にするため 不許可要件 ・砕石覆土等周辺に配慮した計画になっており、周辺農地への影響なし</p>	該当しない
4	14番 上甲委員 (代理報告：20番 兵頭委員)	<p>現地確認日：11月15日 現地確認者：上甲委員、兵頭委員 取得目的：自己住宅及び倉庫を建築するため 不許可要件 ・日照、排水等配慮された計画になっており、周辺農地への影響なし</p>	該当しない
5	5番 井関委員	<p>現地確認日：11月18日 現地確認者：井関委員、和氣委員 取得目的：自己住宅を建築するため 不許可要件 ・日照、排水等配慮された計画になっており、周辺農業への影響なし</p>	該当しない

番号	報告者	報告概要	不許可要件
6	13番 五藤委員 (代理報告：27番 平井委員)	現地確認日：11月19日 現地確認者：五藤委員、平井委員 取得目的：自己住宅を建築するため 不許可要件 ・日照、排水等配慮された計画となっており、周辺農業への影響なし	該当しない
7	8番 大久保委員	現地確認日：11月18日 現地確認者：大久保委員、三瀬委員 取得目的：自己住宅用地にするため 不許可要件 ・現地は既に住宅用地として整備されているが、周辺農地への影響なし 特記事項 ・始末書の提出あり	該当しない
8	8番 大久保委員	現地確認日：11月18日 現地確認者：大久保委員、三瀬委員 取得目的：自己住宅用地にするため 不許可要件 ・現地は既に住宅用地として整備されているが、周辺農地への影響なし 特記事項 ・始末書の提出あり	該当しない

確認事項

7番 泉原委員：いくつかの申請の調査書で、農用地区域外欄に10月23日付で11条公告済みと記載がある。11条ということは未だ除外完了していないと思うが、同時併行で申請できるのか。

事務局 大麦農地係長：11条公告を終えていれば受付できる。ただし、県から許可が下りるのは12条公告を経て除外手続きが終了した後になるので、今回の案件の場合は通常より許可書の交付が遅れることになる。

7番 泉原委員：つまり同時併行で申請ができるということでしょうか。

事務局 大麦農地係長：その通り。

日程第7
議案第50号
農用地利用
集積計画の
決定につい
て

審議の結果、全員賛成により原案のとおり可決。

【審議内容】

- 1 金丸事務局次長が提案説明。説明内容は別紙議案書のとおり。
- 2 審議

※1番宇都宮委員、7番泉原委員、9番酒井委員退席（議事参与の制限のため）

※審議終了後、入室

※議長が議事参与の制限により退席したため、中村職務代理者が代理で議事進行

西予市農業委員会 11月定例会議案

日 時 令和5年11月22日（水）午後4時00分 ～

場 所 西予市明浜支所 2階 大会議室

西予市農業委員会 11月定例会日程

1 開 会

1 会長招集あいさつ

1 欠席委員及び遅延委員の報告

1 議 事 日 程

日程第1	議事録署名委員の指名について	
日程第2	会期の決定について	
日程第3	報告第46号	農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について (4件)
日程第4	報告第47号	農地所有適格法人の要件確認について (1件)
日程第5	議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について (14件)
日程第6	議案第49号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について (8件)
日程第7	議案第50号	農用地利用集積計画の決定について (31件)

1 そ の 他

1 閉 会

このことについて、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、農地法の規定により知事の許可（農業委員会の許可権限に属するものについては、農業委員会の許可）を得るため農業委員会の意見を付し、知事に進達しようとするものであり、農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の議決を求める。

令和5年11月22日提出

提出者 西予市農業委員会会長 宇都宮 文隆

報告第46号

農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について

令和5年11月22日提出

番号	貸 借 人		土 地 の 表 示				権利別	根拠法令	備 考
	住 所	氏 名	所 在	地 番	地 目	面積(m ²)			
1							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
2							賃借権	農業経営基盤強化促進法	
3							使用貸借権	農業経営基盤強化促進法	
4							賃借権	農業経営基盤強化促進法	

報告第47号

農地所有適格法人の要件確認書（令和5年11月2日現在）

令和5年11月22日提出

番号	法 人 名	本店の所在地	経 営 面 積		形 態	事 業 の 種 類			農業と関連事業の占める割合	構 成 員 数	役 員 数	報 告 の 有 無
			地目	面積(ha)		農畜産物名	関連事業名	その他の事業				
1												有

農地法第3条の規定による許可申請について

令和5年11月22日提出

番号	渡 人 氏 名		土 地 の 表 示				権利別	耕作面積 (㎡)	通作距離又は時間	稼働力	推進委員 農業委員
	住所	氏名	所在	地番	地目	面積 (㎡)					意見決定
1	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	所有権移転 (売買)	13,622	10m	2	25番委員 10番委員
2							所有権移転 (贈与)	13,622	10m	2	25番委員 10番委員
3							所有権移転 (売買)	21,190	10m	2	25番委員 10番委員
4							所有権移転 (売買)	455	1分	1	25番委員 10番委員
5							所有権移転 (売買)	4,718	5分	1	24番委員 9番委員
6							所有権移転 (競売)	167,641	5分	2	24番委員 9番委員
7							所有権移転 (競売)	12,067	15km	2	24番委員 9番委員
8							所有権移転 (売買)	11,162	30m	1	38番委員 16番委員

番号	渡 人 氏 名		土 地 の 表 示				権利別	耕作面積 (㎡)	通作距離又は時間	稼働力	推進委員 農業委員
	住所 受 住所	氏 名	所在	地 番	地目	面積 (㎡)					意見決定
9							所有権移転 (売 買)	3,506	5分	3	33番委員 5番委員
10							所有権移転 (売 買)	3,506	5分	3	33番委員 5番委員
11							所有権移転 (売 買)	18,325	500m	2	33番委員 11番委員
12							所有権移転 (贈 与)	4,771	1km	1	21番委員 11番委員
13							所有権移転 (売 買)	3,866	300m	2	35番委員 8番委員
14							所有権移転 (売 買)	7,497	1時間	4	30番委員 3番委員

農地法第5条第1項の規定による許可申請について

令和5年11月22日提出

番号	渡 人		土 地 の 表 示				転 用 の 理 由	権 利 別	施設の名 称と面積	農業委員 推進委員
	住 所	氏 名	所 在	地 番	地 目	面 積 (㎡)				意見決定
1							<p>受人は、申請地地区内にて建設業を営んでいるが、既存利用地のみでは必要面積が不足しているため、申請地を譲受け、倉庫・資材置場・駐車場として利用したい。</p>	<p>所有権移転 (売 買)</p>	<p>倉庫・資材置場・駐車場 倉庫 1棟 50㎡</p>	<p>10番委員 25番委員</p>
2							<p>受人は、現在、子供と同居しておりますが、子供の結婚を機に現在の住居を子供に譲渡するため、申請地を譲受け新たに自己住宅を建築したい。</p>	<p>所有権移転 (売 買)</p>	<p>自己住宅 1棟 42.23㎡</p>	<p>9番委員 24番委員</p>
3							<p>受人は建設業を営んでおり、所有する建設用自動車・建設機械を市内複数の借地に置いているが、集中管理することで事業効率化を図るため申請地を借受け露天駐車場として利用したい。</p>	<p>賃貸借権 (設 定)</p>	<p>露天駐車場 992㎡</p>	<p>9番委員 24番委員</p>
4							<p>受人は現在借家住まいをしておりますが、手狭になったこと及び駐車スペースが不足していること、また家電修理工を営んでおり、部品置場等が不足しているため、申請地を譲受け自己住宅及び倉庫を建築したい。</p>	<p>所有権移転 (売 買)</p>	<p>自己住宅・倉庫 住宅 1棟 103.51㎡ 倉庫 1棟 50㎡</p>	<p>14番委員 20番委員</p>

番号	渡 人		土地の表示				転用の理由	権利別	施設の名 称と面積	農業委員 推進委員
	住所	氏名	所在	地番	地目	面積 (㎡)				意見決定
5							受人は現在借家に住んでいますが、子供も成長し手狭となったため、申請地を借受け自己住宅を建築したい。	使用貸借権 (設定)	自己住宅 1棟 80㎡	5番委員 33番委員
6							受人は現在借家住まいをしておりますが、今の住まいでは手狭となったこと及び駐車スペースも不足していることから、申請地を譲受け自己住宅を建築したい。	所有権移転 (売買)	自己住宅 1棟 108.49㎡	13番委員 27番委員
7							受人は現在借家に住んでいますが、子供も成長し手狭となったため、申請地を譲受け自己住宅を建築したい。	所有権移転 (売買)	自己住宅 1棟 157.03㎡	8番委員 35番委員
8							受人は建設業を営んでおり、所有する車両等の保管場所が不足しているため、申請地を借受け隣接宅地と一体利用し、駐車場及び資材置場として整備したい。	賃貸借権 (設定)	駐車場・資 材置場 車庫 1棟 140.00㎡	8番委員 35番委員

議案第50号

西予市農用地利用集積計画の決定について

別冊の西予市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により審議要請がありましたので議決を求めます。

令和5年11月22日提出

提案者 西予市農業委員会 会長 宇都宮 文隆

西予農発第610号

西予市農用地利用集積計画を別冊のとおり定めたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により議決を求めます。

令和5年11月8日

西予市長 管家 一夫



西予市農業委員会

会長 宇都宮 文隆 様

(No. 1)

農用地利用集積計画表 (11月)

西予市

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 m ²	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (m ²)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
1								使用貸借	441	1	R5.12.1	R10.11.30	—	再設定
2								賃 借	7,845	4	R6.1.1	R10.12.31	1俵	再設定
3								賃 借	3,208	1	R6.1.1	R10.12.31	2俵	再設定
4								賃 借	7,973	2	R5.12.1	R10.11.30	1.5俵	新 規
5								賃 借	12,280	6	R5.12.1	R15.11.30	1.5俵	新 規
6								賃 借	3,950	1	R5.12.1	R15.11.30	1.5俵	新 規
7								賃 借	8,499	4	R5.12.1	R10.3.31	2俵	新 規
8								賃 借	6,573	3	R5.12.1	R10.3.31	2俵	新 規
9								賃 借	5,932	1	R6.1.1	R10.12.31	1.5俵	新 規
10								賃 借	5,167	6	R5.12.1	R15.11.30	全体5俵	新 規
11								賃 借	4,116	2	R6.1.1	R15.12.31	2俵	再設定
12								賃 借	3,360	2	R5.12.1	R15.11.30	1俵	新 規
13								賃 借	1,401	3	R6.1.1	R6.12.31	全体14,000円	再設定
14								賃 借	1,092	2	R6.1.1	R10.12.31	全体1俵	再設定
15								賃 借	1,303	1	R6.1.1	R10.12.31	0.5俵	新 規
16								賃 借	823	1	R6.1.1	R10.12.31	全体0.5俵	新 規
17								賃 借	2,714	2	R6.1.1	R10.12.31	1俵	新 規
18								賃 借	4,665	4	R5.12.29	R15.12.28	30kg	再設定
19								賃 借	2,869	2	R6.1.1	R10.12.31	全体30,000円	再設定
20								賃 借	2,292	3	R6.1.1	R10.12.31	全体23,000円	再設定
計	20 件	20 人		15 人			8人		86,503	51				

農用地利用集積計画表 (11 月)

番号	住所地	利用権の設定をする者の氏名	住所地	利用権の設定を受ける者の氏名	年齢	経営状況 m ²	認定 農業者	利用権の種類	利用権設定の 面積 (m ²)	筆数	始 期	終 期	借 賃 10a当り	備 考
21								賃 借	4,220	3	R6. 1. 1	R15. 12. 31	全体40,000円	新 規
22								使用貸借	829	1	R6. 1. 1	R15. 12. 31	—	新 規
23								賃 借	1,906	2	R6. 1. 1	R15. 12. 31	全体20,000円	再設定
24								賃 借	253	1	R6. 1. 1	R10. 12. 31	全体15kg	再設定
25								使用貸借	2,722	1	R5. 12. 1	R10. 11. 30	—	新 規
26								賃 借	2,858	4	R5. 12. 1	R10. 11. 31	5俵	新 規
計	6 件	6 人		3 人			1人		12,788	12				
小計	26 件	26 人		18 人			9人		99,291	63				再設定11件、新規15件

番号	住所地	所有権の移転をする者の氏名	住所地	所有権の移転を受ける者の氏名	年齢	経営状況 m ²	認定 農業者	所有権の種類	所有権移転の 面積 (m ²)	筆数	移転時期	引渡時期	対 価	備 考
1								贈与	98	1	R5. 12. 1	R5. 12. 20	0 円	
2								贈与	850.92	5	R5. 12. 1	R5. 12. 20	0 円	
3								贈与	8,388	8	R5. 12. 1	R5. 12. 20	0 円	
4								売買	2,819	1	R5. 12. 1	R5. 12. 20	2,114,250 円	
5								売買	2,838	2	R5. 12. 1	R5. 12. 20	1,237,000 円	
小計	5 件	5 人		3 人			3人		14,994	17				
合計	31 件	31 人		21 人			12人		114,285	80				

※各表の計及び合計は、重複した人数や中間管理機構を通じての設定面積を除いた数値となっています。